事務事業	評価シー	1-1	事	き 評 ((冊)

	多事業評1 コード	事務事業		щ)			所管			
	5-3-7	心身障害	皆者(児)通	所訓練等事	業		福祉	部障害福祉課		
施策	策コード 施策名 施策名 施策目標									
	笑2-3	障害者の	D社会参加	の拡大		障害のある人が、サ	地域のなかで、元気に	生きがいをもって暮らせ	るまちをめざします。	
	事務事業の	の目的							根拠法令等	
	在宅の心身	障害者	こ対する適	切な指導訓	練を行し	1自立の促進を図る。			□法律	
	根拠法令等	□ 条例·規則 □ 数例·規則 □ 数令·省令 □ 数令·数令·数令·数令·数令·数令·数令·数令·数令·数令·数令·数令·数令·数								
事務	事業内容·	西東京市心身障害者(児)通所訓練等事業運営費補助金交付要綱 実施方法等/補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都								
事業						5単独補助額)等		業名・節目を明記する		
の概要	事業体系へ ・補助施設: ゆずりはか ・財源:国補	市内で活動する小規模通所授産施設等(11施設)に対し、その運営費の一部を補助する。なお、平成23年度までに、障害者自立支援法が規定する 事業体系へ移行することとなっており、経過措置として実施している。 補助施設: 第1さくらの園、 第2さくらの園、 第3さくらの園、 ほうや第一福祉作業所、 ほうや第二福祉作業所、 ほうや第三福祉作業所、 ゆずりは作業所、 どろんこ作業所、 どろんこ作業所・手づくり山、 おかし工房マーブル、 ばんびの会 財源:国補助[から まで]、都包括補助[から まで] 予算科目:民生費/社会福祉費/障害者福祉費/心身障害者(児)通所訓練等事業関係費/小規模通所授産施設運営費補助金等								
		-福祉作業	所、ほうや第					・通用技座施設連合員↑ 補助分については、人作		
	事業開如	台時期	合併前力)\S	実施形	態 □直営[□委託 ☑補助 [] その他 ()	
		項	目		単位	18年度	19年度	20年度	21年度	
	事業費(A)					196,068	198,494	207,521	215,503	
	I !!/	出金·都支	送出金		≠ m	103,021	142,676	142,506	133,307	
事	源 地方債 内 その他	(千円					
事業	訳一般財活	 酒				93,047	55,818	65,015	82,196	
費デ	所要人員(人	0.10	0.10	0.10	0.10	
T.	ハスハス(人件費(C):		= × (B)		千円	816	827	817	817	
タ					千円	0	0	0	0	
	総コスト(D))=(A)+(C)-	+(C')		千円	196,884	199,321	208,338	216,320	
	単位当たりコスト									
	(E)=(D)/	(施設数)	千円	17,899	18,120	18,940	19,665	
	46 4 D 199	活動	等指標		単位	18年度	19年度	20年度	21年度	
	施設数			実績値	箇所	11	11	11	11	
評価	(指標の説	明·数值	変化の理由							
指標		成果	具指標		単位	18年度	19年度	20年度	21年度	
の設	一 次	延べ通所を	者数	目標値 実績値	人	32,424	32,272	31,641		
定				目標値		02,424	02,212	01,041		
	次			実績値						
	(指標の説	,明·数值3	変化の理由	1 など)						
事		市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)		障害者基本計画·第2期障害福祉計画策定のためのアンケート調査及び施設職員ヒアリング(平成20年度実施)では、新体系事業移行後の支援について要望がある。						
業環境等		都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)			☑ 上 □ 中 □ 下	中 平成19年度の包括補助化に伴い都補助金が減額となったが、平成23年度				
	代替・類似サービスの有無									

事業コード 5-3-7	事務事業名 心身障害者(児)通所訓練等事業	所管部課 福祉部 障害福祉課
施策コード	施策名	施策目標
笑2-3	障害者の社会参加の拡大	障害のある人が、地域のなかで、元気に生きがいをもって暮らせるまちをめ ざします。

【一次評価】

	検証項目	ランク		一次評価	検証項目、評価の判断理由 事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	事業の優先 度(緊急性)	3	事業の優先 度(緊急性) 3	□拡充	在宅心身障害者(児)の自立促進を図る上で必要 不可欠な事業であり、継続して実施する必要がある。
Α	事業の 必要性	3	市民ニーズ 2 事業の 必要性	□継続実施	ただし、補助事業の対象施設については、平成23 年度末までに障害者自立支援法が規定する事業体
	事業主体 の妥当性	3	受益者負担 の適切さ 事業主体 の妥当性	□改善・見直し	系に移行することが義務付けられていることから、当該補助事業は平成23年度末で廃止となる。
	直接のサービ スの相手方	2	事業内容等 直接のサービス の適切さ の相手方	☑ 抜本的見直し	新体系への移行により施設運営者及び利用者の 負担が大きくなることから、受後、新体系事業に移行
В	事業内容等 の適切さ	2		□休止	した施設に対する財政支援等のあり方について、地域自立支援協議会における議論を踏まえ検討する。
	受益者負担 の適切さ	3	検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目	□廃止	
С	市民ニーズ の把握	3	B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目		

【二次評価】

	検証項目	ランク		二次評価	検証項目、評価の判断理由 事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	事業の優先 度(緊急性)	3	事業の優先 度(緊急性)	□拡充	心身障害者(児)通所訓練等事業は、在宅 の心身障害者に対する適切な指導訓練を行 い社会参加の促進を図ることを目的とした事
Α	事業の 必要性	3	市民ニーズ の把握 2 必要性	□継続実施	業であり、必要性は認められる。 現在、市内には小規模通所授産施設が11
	事業主体 の妥当性	3	受益者負担 の適切さ の妥当性	□改善·見直し	施設あり、その運営費の一部を補助しているが、これらの施設については、平成23年度末までに障害者自立支援法に基づく新事業体
	直接のサービ スの相手方	2	事業内容等 直接のサービス の適切さ の相手方	☑ 抜本的見直し	系に移行することが義務づけられていることから、当該補助事業は23年度末をもって廃止と
В	事業内容等 の適切さ	2		□休止	なる。このため、新事業体系への移行にあたっては、既に検討に入っている施設もあるが、今後、地域自立支援協議会における議論
	受益者負担 の適切さ	3	 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目	□廃止	をはじめ、利用者の意見なども十分踏まえ適 切な対応を図られたい。
С	市民ニーズ の把握	3	B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目		

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□拡充	在宅の心身障害者の社会参加の促進を図るうえで重要な事業であるが、障害者自立支援法の施行に伴う新事業体系への移行までの経過措置として実施されているものであり、今後の法改正の動向や第三者機関による
□継続実施	議論を踏まえ、障害者のニーズに合った事業として継続できるよう、抜本的な見直しが必要と考える。
□改善・見直し	
☑ 抜本的見直し	
□休止	
□廃止	